

令和4年3月29日
徳 島 県

医療機関の増床等に係る対応方針について

1 目的

本県において、医療法に基づき、医療機関の増床又は病床を伴う新規開設（以下「増床等」）を許可するにあたっては、「病床規制」と「地域医療構想」の両立を図るとともに、政策医療目的に沿った病床整備を推進するため、以下のとおり対応したい。

2 方針（案）

医療法人の合併に伴う増床等について、今後は、以下の①及び②を満たす場合に限り、医療法第7条第1項に基づく許可を行う。

- ① 整備する病床機能については、地域医療構想上、
「過剰な病床機能から不足する病床機能に転換する場合」もしくは
「不足する病床機能を整備・維持する場合」であること。
- ② 「政策医療への貢献」として、従来の「救急医療」分野に加え、
整備する病床の機能・特性や本県の医療の状況を踏まえ、
「新興・再興感染症医療」分野での取組を行うこと。

なお、医療法人の合併を伴わない増床等については、従来通り、公的医療機関等については、医療法第7条の2第1項に基づき不許可とし、その他の医療機関については、医療法第30条の11に基づき、増床等の中止又は申請病床数の削減を勧告する。